平成26年度（平成25年分）市民税 県民税 申告書の提出について

あなたの平成25年1月1日から12月31日までの収入に対する申告です。

申告に必要なもの（郵送の場合は（イ）（ウ）も添付）

（ア）印鑑

（イ）収入を証明できるもの

- ・給与所得や公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など
- ・事業所得の方は、収支明細書などの収入や必要経費などを確認できる書類

（ウ）所得から控除する額を確認できるもの

- ・国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料（損害保険料）などの領収書または支払証明書
- ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や、補てん金（高額医療・医療保険など）を確認できる書類
- ・障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・寄附金税額控除を受ける方は寄附金の領収書
- ・雑損控除の繰越控除を受ける方は、昨年の申告書及び雑損控除計算書の控

申告が必要な方

平成26年1月1日現在、熊本市内に住所がある方で平成25年中に

- ・営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・退職し、再就職していない方（年末調整が未済で控除など追加がある方）
- ・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
- ・公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
- ・世帯の主たる人が市外へ単身赴任している家族の方
- ・収入がなかった方

など

申告の必要がない方

- ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方
- ・所得が給与所得のみで事業主から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ・収入が公的年金のみで所得控除の必要がない方
- ・収入がなく市内に住所がある親族の扶養となっている方

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告については、次の日程表の○印がついている会場のみで受け付けします。ただし、以下の申告についてはお住まいの管轄の税務署（東区の方は熊本東税務署、それ以外の区の方は熊本西税務署）での申告をお願いします。

●譲渡（土地、建物、株式等の売却）所得のある方　●住宅借入金等特別控除を初めて受ける方　●死亡された方の申告（準確定申告）をする方　●事業（営業、農業、不動産）所得のある方で収支計算ができていない方　●確定申告で雑損控除の繰越控除を受ける方（昨年の申告書及び雑損控除計算書控を持参してください）

平成26年度（平成25年分）市民税・県民税申告受付日程表

◎土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

区名	確定申告	会場	対象校区（地区）	期日	受付時間
北区	○	龍田出張所	楡木、武蔵	2／5	午前9時半〜11時 午後1時〜3時半
			龍田	2／6	
			楠、弓削	2／7	
	○	清水総合出張所	清水	2／12	
			麻生田、城北	2／13	
			高平台	2／14	
	○	北部総合出張所	西里	2／18	
			北部東	2／19	
			北部東、川上	2／20	
			川上	2／21	
	○	北区役所2階会議室	山本	2／24	
			植木	2／25	
			吉松	2／26	
			吉松、田底	2／27	
			田底	2／28	
			大和	3／3	
			田原	3／4	
			菱形	3／5	
			桜井	3／6	
			山東	3／7	

区名	確定申告	会場	対象校区（地区）	期日	受付時間
東区	○	秋津出張所	秋津	2/10	午前9時半〜11時 午後1時〜3時半
			若葉	2/10	
	○	託麻総合出張所	託麻西	2/17	
			託麻東	2/17	
			託麻南	2/18	
			託麻北	2/18	
	×	東区役所1階税務課	桜木	2/24	午前9時〜正午 午後1時〜5時
			桜木東	2/25	
			泉ヶ丘	2/26	
			山ノ内	2/27	
			西原	2/28	
			東町	3/3	
			長嶺	3/4	
			尾ノ上	3/5〜3/6	
			月出	3/7	
			健軍東	3/10	
			健軍	3/11〜3/12	
			画図	3/13〜3/14	

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、確定申告の受付はできません。

区名	確定申告	会場	対象校区（地区）	期日	受付時間
南区	○	幸田総合出張所	田迎	1／29	午前9時半〜11時 午後1時〜3時半
			田迎南	1／30	
			御幸	1／31	
	○	南部出張所	日吉、日吉東	2／3	
			川尻、城南	2／4	
			力合	2／5	
	○	南区役所3階会議室	杉島、御船手、小岩瀬、国町、鳥場	2／17	
			榎津、廻江、清藤、新	2／18	
			木原、田尻、西田尻、古閑	2／19	
			平原、南田尻、志々水	2／20	
			釈迦堂、大町、上杉、菰江、莎崎、硴江	2／21	
	○	城南総合出張所	上宮地、中宮地、下宮地、六田	2／24	
			舞原、萱木、塚原、本町	2／25	
			藤山、南藤山、尾窪、陳内	2／26	
			鰐瀬、沈目、阿高、島田	2／27	
			東阿高、土鹿野吉野、才木	2／28	
			出水、築地、今、栄町	3／3	
			千原、坂本、平野、さんさん城南	3／4	
			萱町、永、旭が丘団地、城南団地	3／5	
			丹生宮、高、一の町、東阿高団地、金屋町	3／6	
			赤見、碇、二の町、旭町	3／7	
	×	天明総合出張所	銭塘、川口	3／11	
			奥古閑、中緑	3／12	
	×	飽田総合出張所	飽田西、飽田南	3／13	
			飽田東	3／14	

※飽田・天明地区の確定申告受付は3月6日（木）〜7日（金）に西区役所公民館で行います。

区名	確定申告	会場	対象校区（地区）	期日	受付時間
中央区	○	熊本市総合体育館青年会館	出水、出水南	2/19	午前9時半〜11時 午後1時〜3時半
			砂取、帯山、帯山西	2/20	
	×	中央区役所2階	碩台、向山	2/24〜2/25	午前9時〜正午 午後1時〜5時
			託麻原	2/26〜2/27	
			本荘、黒髪	2/28、3/3	
			春竹、慶徳	3/4〜3/5	
			一新、白川	3/6〜3/7	
			五福、城東、白山	3/10〜3/11	
			壺川、大江	3/12〜3/14	

区名	確定申告	会場	対象校区（地区）	期日	受付時間
西区	○	河内公民館	河内（河内、白浜地域）	2／27	午前9時半〜11時 午後1時〜3時半
			河内（船津地域）、芳野	2／28	
	×	芳野分室	芳野、河内	2／21	午前9時半〜11時
	○	西区役所公民館1階大ホール	松尾東、松尾西松尾北、池上	3／3	午前9時半〜11時 午後1時〜3時半
			小島、中島、古町	3／4	
			城山、高橋	3／5	
			春日、飽田東、飽田西、飽田南	3／6	
			白坪、銭塘、川口奥古閑、中緑	3／7	
	×	花園総合出張所	池田	3／12	
			花園、城西	3／13	

《注意》

●各区役所以外の会場で申告の受付を行う期間は、職員が所管の各出張所等へ出張して申告受付を行いますので、区役所窓口では申告受付はできません。

《お願い》

○例年、午前中は大変混み合います。比較的、午後の方が混み合いませんので、ご協力をお願いします。

○また会場の混み合い次第で、受付開始の時間を早める場合があります。ご了承ください。

○医療費控除の計算は相当の時間がかかります。領収書等の合計は、事前に計算されて来所されますようご協力をお願いします。

市県民税申告について、詳しくは
中央税務課（☎096-328-2181）、東税務課（☎096-367-9138）、西税務課（☎096-329-1174）、
南税務課（☎096-357-4143）、北税務課（☎096-272-1114）へ

申告書の書き方

※申告会場は大変混雑します。郵送でのご提出をお勧めします。
※郵送でご提出の場合は関連書類の添付をお願いします。

「1」氏名・住所欄（申告会場にはできるだけ記入のうえお越しください。）

平成26年度（平成25年分）市民税・県民税申告書（提出用）　094

熊本市長宛
年　月　日提出
熊本市受付印
〒

※昨年中、収入がなかった場合は裏面の**ア**の通信欄にご記入ください。

フリガナ	クマモト　タロウ		性別	世帯主との続柄
氏　名	熊本　太郎　様	熊本	[✓ 男]　女	本人
生年月日 099	明治　大正　[✓ 昭和]　平成　18年1月1日	世帯主の氏名	熊本　太郎	

現　住　所　熊本市中央区手取本町1番1号

平成26年1月1日の住所　同上

（現在の）職業　勤務先・屋号

連絡のつく電話番号　096-328-2111　091

後日、税務課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。できるだけ、連絡のつきやすい電話番号をご記入ください。

平成26年1月1日にお住まいだった住所を記入します。
現住所とお変わりなければ同上で結構です。

「2」収入・所得に関する事項

①収入の内訳を記入します。

●収入・所得に関する事項

給与・公的年金・配当・報酬等　収入内訳

種類	支払元名称	支払額
給与	クマモト建設	800,000
給与	ひごまる交通	434,567
雑	日本年金機構	1,512,345
雑	シルバー人材	200,000
配当	クマモト電気	50,000
一時	ひごまる生命	5,000,124
雑（個人年金）		

②収入内訳の合計を記入します。

③所得金額を計算し記入します。

所得金額			A 収入金額	B 必要経費等			所得金額（A－B）
	給与		40	1234567	給与所得控除額	6	584567
	雑	公的年金等	139	1512345	公的年金等控除額	7	362345
	雑	その他（個人年金など）		200,000	150,000		

所得金額		A 収入金額	B 必要経費等	C 専従者控除額		所得金額（A－B－C）
	営業等	2,306,374	1,000,322	653,026	1	653026
	農業				2	
	不動産				3	
	利子				4	
	配当	50,000		特別徴収額 1,500	5	50000
	総合譲渡・[✓ 一時]	5,000,124	4,000,000	特別控除 500,000	8	250062
	合計	6＋7＋1＋2＋3＋4＋5＋8			39	1900000

※雑損控除や医療費で使用する総所得金額等は収入所得に関する事項の39合計になります。ただし、分離譲渡所得金額がある場合は各区役所税務課にお尋ねください。

●各所得の計算の仕方

1. 給与所得

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。

交付を受けていない場合は裏面の**オ**給与明細書に月収等を書き出し、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。給与収入の合計は収入金額欄の40に記入します。

次に40の金額をもとに所得金額欄6の給与所得を計算します。給与所得の算式は下表のとおりです。

《給与所得額計算表》

40給与収入額合計（X）	6給与所得の金額	
～　650,999		0円
651,000　～　1,618,999		(X)　－ 650,000円
1,619,000　～　1,619,999		969,000円
1,620,000　～　1,621,999		970,000円
1,622,000　～　1,623,999		972,000円
1,624,000　～　1,627,999		974,000円
1,628,000　～　1,799,999	(X)　÷ 4 ＝　(Y) （千円未満端数切捨）	Y × 2.4　円
1,800,000　～　3,599,999		Y × 2.8 － 180,000円
3,600,000　～　6,599,999		Y × 3.2 － 540,000円
6,600,000　～　9,999,999		(X)　× 0.9　－ 1,200,000円
10,000,000　～ 14,999,999		(X)　× 0.95 － 1,700,000円
15,000,000　～		(X)　－ 2,450,000円

2. 雑（公的年金）所得（源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。）

雑所得は大きく分けて公的年金等所得と他の所得にあてはまらないような所得（講演料、シルバー人材派遣の報酬、生命保険の個人年金の収入など）に分かれます。それぞれの所得の計算は以下のとおりです。

●公的年金等所得の計算式

139公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください（複数ある場合はその合計）。

受給者が65歳未満（昭和24年1月2日以降生まれ）

139公的年金等収入合計額(X)	所得金額
～　1,299,999	(X)　－　700,000
1,300,000　～　4,099,999	0.75X　－　375,000
4,100,000　～　7,699,999	0.85X　－　785,000
7,700,000　～	0.95X　－ 1,555,000

受給者が65歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）

139公的年金等収入合計額(X)	所得金額
～　3,299,999	(X)　－ 1,200,000
3,300,000　～　4,099,999	0.75X　－　375,000
4,100,000　～　7,699,999	0.85X　－　785,000
7,700,000　～	0.95X　－ 1,555,000

●その他（講演料やシルバー人材派遣報酬、個人年金など）

「収入金額」－「必要経費（個人年金掛金など）」＝「その他雑所得」

公的年金等の所得とその他の所得金額の合計が雑所得になります。

3. 事業・不動産所得（平成26年1月から記帳、帳簿等の保存の対象者が事業所得等を有するすべての方に拡大されます。）

事業、不動産の所得の計算は「収入金額」－「必要経費」＝「所得金額」です。

これらの所得は裏面**キ**の「事業・不動産所得等収支内訳書」に収入、支出の内訳を記入します。

キ事業・不動産所得等収支内訳書［業種（営業　　）　屋号（クマモト会計　　）］

	科目		決算額		科目		決算額
	売上金額	①	2,306,374	必要経費	減価償却費	⑮	700,000
売上原価	期首たな卸高	②			雇人費	⑯	
	仕入れ金額	③			利子割引料	⑰	
	期末たな卸高	④			地代・家賃	⑱	15,000
	差引原価（②+③-④）	⑤			消耗品費	⑲	150,000
	差引金額	⑥	2,306,374			⑳	
						㉑	
必要経費	租税公課	⑦	20,000			㉒	
	水道・光熱費	⑧	15,001			㉓	
	旅費・交通費	⑨	20,020			㉔	
	通信費	⑩	10,300		⑦～㉔経費合計	㉕	1,000,322
	広告・宣伝費	⑪					
	接待・交際費	⑫	35,001		専従者控除	㉖	653,026
	損害保険料	⑬			⑥-㉕-㉖ 所得金額	㉗	653,026
	修繕費	⑭	35,000				

家賃地代収入

種類	1件あたりの月収	貸付件数	貸付月数	年間の収入金額
家賃・地代				
家賃・地代				
家賃・地代				
家賃・地代				
権利金等				

専従者

氏名	続柄	生年月日	専従月数	専従者控除額
花子	妻	S25.1.1	12	653,026
		. .		
		. .		

雇人費

氏名	住所	支払金額

租税公課は事業に使用するものに対し課されている税金です（固定資産税、自動車税など）。住民税、所得税は含みません。

必要経費は、事業に使用したものです。家庭で支出したものは含みません。共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。

〔専従者控除の計算式〕
専従控除前所得（⑥－㉕）÷（専従者人数＋本人）
上限額は配偶者86万円　その他50万円になります。

※減価償却費の計算欄

資産の種類	取得年月	①取得価格	②償却の基礎金額	耐用年数	③償却率	④償却期間	⑤償却額 ②×③×④	⑥事業専用割合	⑦必要経費算入額 ⑤×⑥	未償却残高
普通車	H21年3月	2,000,000円	2,000,000円	5年	0.2	12／12ヶ月	400,000円	100%	400,000円	500,000円
ケーブル	H19年3月	3,333,334円	3,000,000円	10年	0.1	12／12ヶ月	300,000円	100%	300,000円	1,584,334円
	年　月	円	円	年		／12ヶ月	円	%	円	円

※必要経費算入額の合計を⑮へ記入

減価償却費は購入日が平成19年3月31日以前か後かで計算が異なります。詳しくは区役所税務課へお尋ねください。

4. 配当・利子・総合譲渡・一時所得

●配当所得

株式・出資金など配当による所得を記入します。

また、地方税の特別（源泉）徴収がある場合は特別徴収欄にその金額を記入します。なお、5に記入する数字は特別徴収される前の数字を記入します。

●利子所得

公社債や預貯金の利子、合同運用信託などの収益分配にかかる所得を記入します。

●総合譲渡所得

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などの売った際の所得金額です。所得計算式は以下のとおりです。

売却金額－（取得価格＋売却必要経費）－特別控除（上限50万円）

※保有して5年以上経過するものは特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。なお、2つ以上売却したものがある場合は区役所税務課へお尋ねください。

●一時所得

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。所得計算式は以下のとおりです。

〔収入金額－掛金等－特別控除（50万円）〕×2分の1

※分離譲渡所得（土地や株式などの譲渡）があった場合は各区役所税務課または税務署にご相談ください。

「3」所得から差し引かれる金額に関する事項（平成25年1月～12月に支払った金額や年末の扶養の状況について）

①雑損控除（支出した金額が分かる書類（領収書等）の提示または添付が必要です。）

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族が災害や盗難、横領によって住宅や家財が損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。

・（損失額－保険、損害賠償などで補てんされる金額）－（総所得金額等の10%）

・災害関連支出の金額－５万円　　※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額（がれき撤去費用など）

記入例

①雑 損 控 除	損害原因	年月日	A損失額－補てん金額（災害関連支出の金額）	B所得合計額の10%（災害関連支出の場合は5万円）	10	A－B 10000
	水害	25.5.5	200,000	190,000		

②医療費控除（支出した金額が分かる書類（領収書等）の原本の提示または添付が必要です。）

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。（限度額200万）
「支払った医療費」－「高額医療、保険金などで補てんされる金額」－「総所得金額等の５%または10万円のいずれか少ない方」

記入例

②医 療 費 控 除	A支払った金額	B補てん金額（高額医療、医療保険など）	C所得合計額の5%と10万円の少ない方の金額	11	A－B－C 25000
	150,000	30,000	95,000		

③社会保険料控除　④小規模企業共済等掛金控除（証明書の提示または添付が必要です。）

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額がそのまま控除になります。（親族が年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。）

記入例

③社会保険料控除	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	国民年金保険料	介護保険料	その他の保険料	12	140000
	100,000			10,000	30,000		
④小規模企業共済等掛金控除	控除額は支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の合計額					13	100000

⑤生命保険料控除（証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」「旧」の記載がありますのでご確認ください）

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料（新契約のみ）を記入します。契約日が平成23年12月31日以前か、それより後かで控除の計算式が違いますので分けてご記入ください。控除の計算式は右のとおりです。計算した結果を控除額欄に記入します。

※新旧混在の場合はそれぞれの式にあてはめて計算し、その合計額を控除とします。ただし、上限額は28,000円です。また、旧契約の控除額単独で28,000円を超える場合はその額が控除額となります。

【新契約（平成24年1月1日以降）**】**

支払額	控除計算式
～12,000円	支払保険料の金額
12,001～32,000円	支払保険料×1／2+6,000
32,001～56,000円	支払保険料×1／4+14,000
56,001円～	28,000円

3つ合わせた時の上限額は70,000円

【旧契約（平成23年12月31日以前）**】**

支払額	控除計算式
～15,000円	支払保険料の金額
15,001～40,000円	支払保険料×1／2+7,500
40,001～70,000円	支払保険料×1／4+17,500
70,001円～	35,000円

2つ合わせた時の上限額は70,000円

記入例

⑤生命保険料控除	新 一般の生命保険支払額	412	15,000	新 個人年金保険支払額	415		介護医療保険支払額	414	30,000	64000
	旧 一般の生命保険支払額	413	20,000	旧 個人年金保険支払額	46	15,000				

⑥地震保険料控除（証明書の提示または添付が必要です。）

支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。
控除の計算は右の表のとおりです。
※上限額は25,000円になります。

【地震保険料控除】

支払金額	控除計算式
～50,000円	支払金額×0.5
50,001円～	一律25,000円

【旧長期損害保険料控除】

支払金額	控除計算式
～5,000円	支払金額
5,001円～15,000円	支払金額×0.5+2,500円
15,001円～	一律10,000円

記入例

⑥地震保険料控除	地震保険支払額	15	30,000	旧長期損害保険支払額	49	5,000	20000

⑦本人該当控除

本人該当控除は右の図のとおりです。
※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。
控除額は裏面の⑩扶養親族欄の金額をご参照ください。
（※分離譲渡所得がある場合は各区役所税務課にお尋ねください。）

種類	内容	控除額
一般寡婦	・夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族または、他の者の扶養になっていない生計を一にする子（所得38万円以下）がある場合 ・夫と死別後婚姻をしておらず39所得金額が500万円以下の場合	26万円
特別寡婦	夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族の子がある場合でかつ39所得金額が500万円以下の場合	30万円
寡夫	妻と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族の子または、他の者の扶養になっていない生計を一にする子がある場合でかつ39所得金額が500万円以下の場合	26万円
勤労学生	大学、高校または専修学校などの学生で39所得金額が65万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円

記入例

⑦本人該当控除（該当に○を付けてください）	寡婦（離婚・死別）・寡夫・未婚	[✓ 身体]・精神・療育（4級）・認定（特・普）	16	260000
	勤労学生（学校名　）			

⑧配偶者控除　⑨配偶者特別控除

配偶者控除は昨年の所得金額が38万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。控除額は以下のとおりです。

・一般の配偶者…33万円（S19.1.2以降生まれ）
・老人　配偶者…38万円（S19.1.1以前生まれ）

※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。
控除額は裏面の⑩扶養親族欄の金額をご参照ください。

配偶者特別控除は所得が38万円を超え76万円未満の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。
控除額は右のとおりです。

《配偶者特別控除表》

配偶者合計所得金額	控除額
380,001～449,999	330,000
450,000～499,999	310,000
500,000～549,999	260,000
550,000～599,999	210,000
600,000～649,999	160,000
650,000～699,999	110,000
700,000～749,999	60,000
750,000～759,999	30,000
760,000～	0

記入例

⑧配偶者控除	氏名	生年月日	同居・別居	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）	17	330000
	熊本ひばり	明 [✓ 昭] 大 平 22年1月1日	[✓ 同]・別			
⑨配偶者特別控除	収入金額		所得金額		18	

⑩扶養親族

扶養親族は配偶者以外の親族で所得金額が38万円以下でかつ事業専従者でない場合適用されます。

控除額は右の表をご参照ください。

また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合障害者控除が加算されます。なお、控除の適用を受ける場合は、手帳の提示が必要です（本人該当控除、配偶者控除のときも同様）。

＜扶養控除表＞

種類	内　容	控除額
特定	平成３年１月２日～平成７年１月１日に生まれた人（19歳以上23歳未満）	45万円
老人	昭和19年１月１日以前に生まれた人（70歳以上）	38万円
同居老親	昭和19年１月１日以前に生まれた人で本人または配偶者の直系尊属の人	45万円
16歳未満	平成10年１月２日以降に生まれた人	0円
一般扶養	上記以外の人	33万円

＜障害者控除表＞⑦本人該当控除　⑧配偶者控除共通

種類	内　容	控除額
普通	・身体障害者手帳３級以下 ・精神障害者保健福祉手帳２級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳１・２級 ・精神障害者保健福祉手帳１級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

記入例

⑩扶養親族	氏名	生年月日	続柄	同居・別居	障　害　者　控　除
	熊本　大介	明大昭[✓ 平] 21年 7 月 7 日	子の子	[✓ 同]・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
	熊本　椿	明大昭[✓ 平] 24年 8 月 7 日	子の子	[✓ 同]・別	[✓ 身体]・精神・療育（2級）・認定（特・普）
	熊本　次郎	明大[✓ 昭]平 40年 1 月 3 日	子	[✓ 同]・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
		明大昭平 年 月 日		同・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）

扶養控除合計	19			8	6	0	0	0	0
基礎控除	20			3	3	0	0	0	0
控除合計	21								

別居の扶養親族がいる場合は裏面のウ別居の扶養親族等の欄に住所などを記入します。

「4」収入がなかった方の記入について

収入がなかった方は裏面のア通信欄に昨年の生活状況を記入します。

1……仕送りを受けていた
2……雇用（失業）保険を受給していた
　（受給額が詳しく分からない場合おおよその金額で可）
3……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた
4……その他
　（1から3に該当しない場合。※預貯金で生活していたなど）

記入例

1　次の者（単身赴任者を含む）から扶養又は援助仕送りを受けていた。

氏名　熊本　一郎　　続柄　夫

生年月日　明・大・[✓ 昭]・平　50.10.10　　職業　自営業・[✓ 会社員]・公務員　その他（　　）

住所　熊本県八代市1番1号　電話番号　090-1111-1111

2　雇用（失業）保険を受給していた。

（受給期間）　年　月　日～　年　月　日

（受給額）　　円

3　生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。

（期　間）　年　月　日～　年　月　日
現在受給中

4　その他（1～3に該当しない場合、昨年の生活状況を記入してください。）

「5」熊本市(区)外に居住し熊本市(区)内に家屋敷、事業所がある方の記入について

市（区）外に居住し熊本市（区）内に家屋敷、事業所をお持ちの方は裏面のイ「熊本市（区）外に居住する方で、市（区）に事務所、家屋敷を有する方」に家屋敷、事業所の所在地を記入します。

記入例

イ 熊本市（区）外に居住する方で、市（区）に事務所、家屋敷を有する方

1．1月1日現在の事務所（事業所）の所在地・名称

所在地：熊本市　中央区手取本町１番１号

名称（屋号）クマモト　　電話番号　096-328-2111

2．1月1日現在の家屋敷の所在地

所在地：熊本市

※配偶者・扶養親族等がいる場合は表面の配偶者・扶養親族欄にも記入してください。

「6」非課税年金収入のあった方の記入について

遺族年金や障害年金などは非課税の収入として取り扱われます。年間の収入金額を裏面エ非課税年金に記入してください。

記入例

エ 非課税年金

	年金の種類	受け取った金額
1	遺　族　年　金	1,000,000 円
1	恩　給　扶　助　料	円
2	障　害　年　金	円
9	老　齢　福　祉　年　金	円
9	そ　の　他	円

※収入金額が詳しく分からない場合はおおよその金額で可。

「7」寄附金の支払いがある方

（領収書の提示または、添付が必要です。）

昨年に寄附金の支払いがある方は裏面カ寄附金に関する事項に記入します。市民税・県民税の場合は市町村や県内の社会福祉法人への寄附金が対象となります。

カ 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分	寄附先名称	熊本城	寄附金額	10,000
条例指定分	寄附先名称	熊本市 社会福祉協議会	寄附金額	10,000
	寄附先名称		寄附金額	
熊本県の共同募金会日赤支部分	寄附先名称		寄附金額	

◎市民税・県民税の計算方法（詳しくは各区役所税務課にお尋ねください）

所得合計額 － 控除合計額 ＝ 課税総所得金額（課税標準額）

課税総所得金額（課税標準額） × 市民税の税率 6% ＝ 市民税所得割額 － 市民税調整控除 － 市民税配当控除（①課税総所得金額等が1000万円以下の部分 配当所得の1.6%　②課税総所得金額等が1000万円超の部分 配当所得の0.8%） － 住宅借入金等特別税額控除 － 寄附金税額控除 － 配当割額・株式等譲渡所得割額 ＋ 市民税均等割額 3,500円 ＝ 年税額

課税総所得金額（課税標準額） × 県民税の税率 4% ＝ 県民税所得割額 － 県民税調整控除 － 県民税配当控除（①課税総所得金額等が1000万円以下の部分 配当所得の1.2%　②課税総所得金額等が1000万円超の部分 配当所得の0.6%） － 住宅借入金等特別税額控除 － 寄附金税額控除 － 配当割額・株式等譲渡所得割額 ＋ 県民税均等割額 2,000円 ＝ 年税額

非課税の所得基準

〔1〕所得割・均等割非課税対象者
　ア　平成26年１月１日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
　イ　寡婦、寡夫、障害者、未成年者で平成25年中の合計所得金額が125万円以下の人
　ウ　平成25年中の合計所得金額が315,000円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋１）＋189,000円以下の人
　　※189,000円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。

〔2〕所得割非課税対象者
　平成25年中の総所得金額が35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋１）＋32万円以下の人
　※32万円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。